

無線局の開設等及び無線局の運用の特例に係る あっせん・仲裁制度の導入について

平成20年2月25日
総務省 総合通信基盤局

I 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の導入

無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度を創設し、長期化している無線局新規開設者等と既存免許人等との混信防止のための調整を促進。

【電波法・電気通信事業法の一部改正】

（平成20年4月1日施行予定）

II 無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入

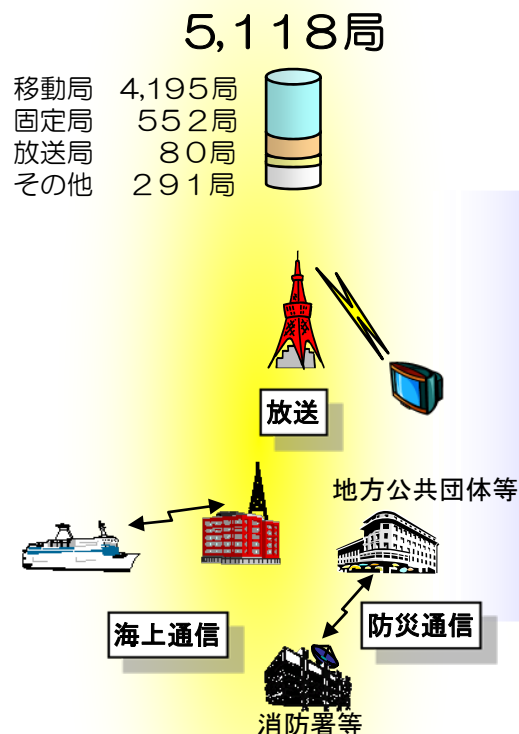
無線局の免許人等が他者に無線局を運用させることを可能とする制度の創設に伴い、免許人等と運用者の双方が電気通信事業者の場合における無線局の運用に係る紛争について、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象に追加。

【電波法・電気通信事業法施行規則の一部改正】

（平成20年4月1日施行予定）

○ 移動局をはじめとする電気通信サービスの普及と共に、無線局の開設も爆発的に拡大。

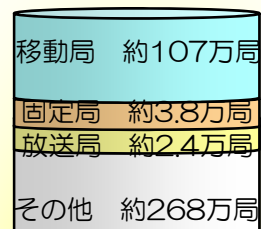
無線局数及び主な利用の推移



昭和25年

船舶航空による保安通信や放送
防災等公共部門が中心に利用

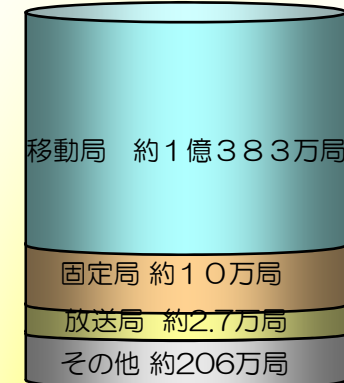
約381万局



昭和60年

電気通信事業への民間参入が
可能となり、電波利用が拡大

約1億601万局



平成19年12月末

携帯電話をはじめとした個人利用
の移動系無線局の爆発的な普及

○ 殊に近年は、電波を利用した新しいサービス形態が次々と出現。

広帯域移動無線アクセス システムの実用化

- ・2.5GHz帯のWiMAX等を平成19年8月制度化
- ・全国バンドは平成19年12月に事業者決定
- ・固定系地域バンドは平成20年3月から免許申請受付

アナログTV放送終了後 の跡地利用の検討

- ・「移動体向けマルチメディア放送」
 - ・「安全・安心の確保のための自営通信」
 - ・「携帯電話等の電気通信」
 - ・「高度道路交通システム(ITS)」
- の4つに割り当てる旨決定(平成19年11月)

無線LANを上回るモビリティと伝送距離により、
屋外での面的なブロードバンドサービスを実現

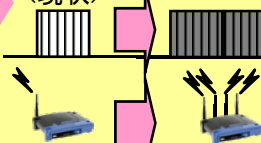
地域における デジタルディバイド対策

無線LANの高速化 (平成19年6月)

高速化 対策

光ファイバ並の100Mbps以上に高速化

＜現状＞



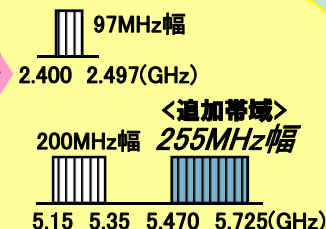
チャンネル帯域を2
倍とし、さらに高密
度な送信方式を採用

複数アンテナにより
効率的・安定的な送
受信を実現

無線LANの利用拡大

- ・5.6GHz帯を新たに無線LAN用周波数とし
て開放(平成19年1月)
- ・5GHz帯無線アクセスシステムの全国拡
大(平成19年12月)

周波数 拡大



○急速に進む技術革新の成果が電波を利用するサービス等として円滑に実用化されるように、電波法制について措置を講じることが必要。

〔 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書
『通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方』(平成19年1月26日) 〕



○電波法・電気通信事業法の一部改正(平成19年12月28日公布。平成20年4月1日施行予定。)

- 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の導入
- 無線局の運用の特例の創設

※他の電波法一部改正や放送法一部改正等と合わせて「放送法等の一部を改正する法律」として成立。



○電波法の一部改正(平成20年2月5日国会提出)

- 無線局の運用の特例の対象に携帯電話の超小型基地局を追加

I 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の導入

- ・ 周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる虞がある。

電波法・電気通信事業法の一部改正（平成20年4月1日施行予定）

- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- あっせん・仲裁の主体は、電気通信事業紛争処理委員会とする。
- あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。

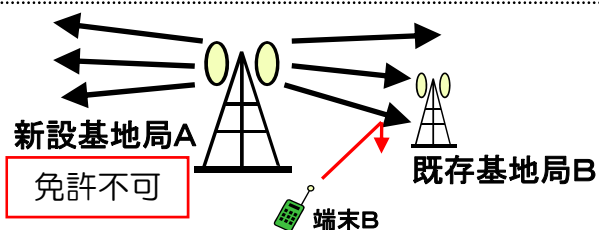
- ・ 電気通信業務の用に供する無線局
- ・ 放送の業務の用に供する無線局
- ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
- ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出することとする。

※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならないこととする。
（無線局運用規則の一部改正）

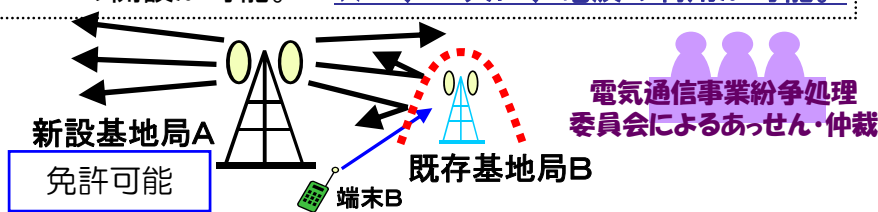
現行制度

新設基地局Aの発射電波が、既存無線局Bの通信を妨害
→ Aの開設は不可。

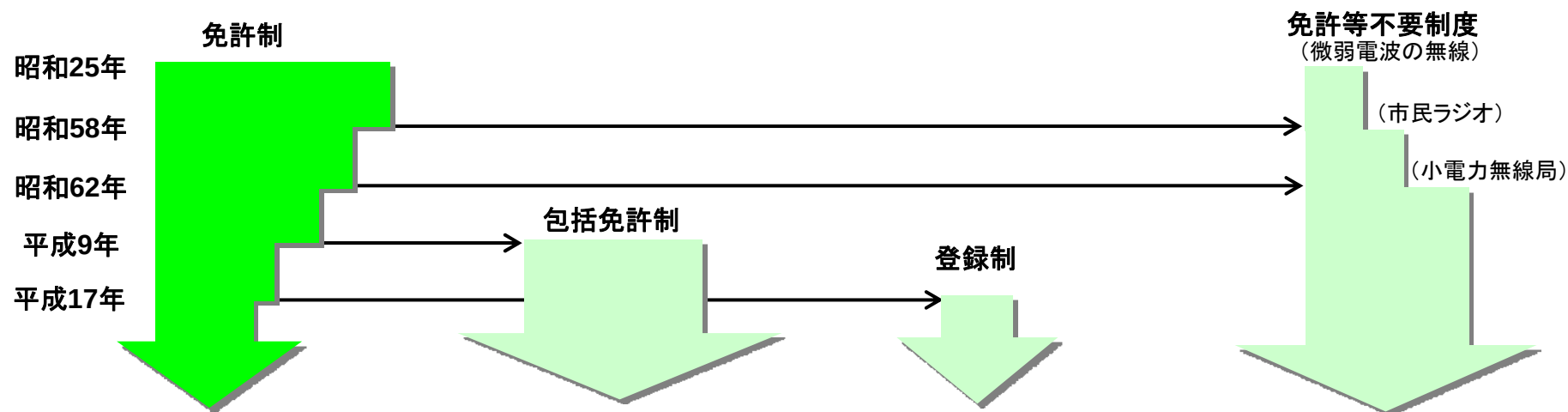


新制度

電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、
Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。
→ Aの開設が可能。 **☆A、B共に、電波の利用が可能。**

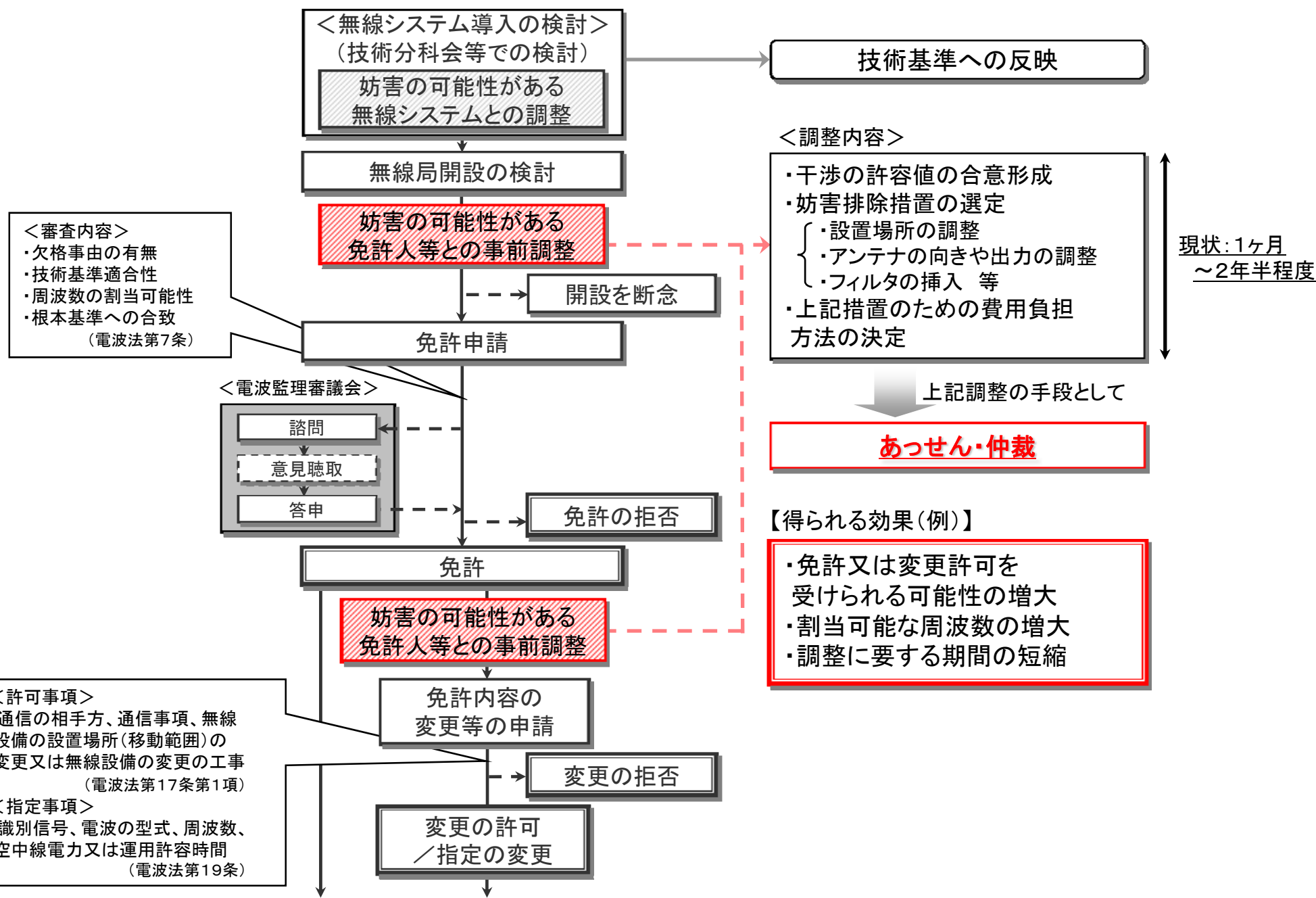


[参考①] 無線局の開設手続



	①免許	②包括免許	③登録	④免許・登録の不要なもの	
特徴	個々の無線局としての監理が必要な無線局	基地局等に電波の発射が制御される無線局で、同一規格の無線局を複数開設する場合 (技術基準適合表示)	高出力で電波が届く範囲は広いが、混信防止の機能を有すること等により、混信排除が可能な無線局 (技術基準適合表示)	空中線電力が10mW以下で、電波が届く範囲が限られる無線局 (技術基準適合表示)	発射する電波が著しく微弱な無線局
開設審査	- 欠格事由の有無 - 技術基準適合性 - 周波数の割当可能性 - 無線局の開設の根本的基準への合致 - 財政的基礎(放送をする無線局に限る。)	- 欠格事由の有無 - 周波数の割当可能性 - 無線局の開設の根本的基準への合致	- 欠格事由の有無 - 周波数割当計画への適合性等	—	—
主な用途	- 携帯電話基地局 - 人工衛星局 - 航空機局 - 船舶局 - TV/ラジオ放送局	- 携帯電話端末 - 業務用無線(共同利用型) - VSAT地球局	- 無線LAN(高出力)の基地局等 - PHS基地局(10mW以下) - 電子タグの読み取り機(高出力)	- コードレス電話 - 無線LAN(低出力) - ワイヤレスマイク(ラジオマイク) - 自動車レーダー - 電子タグの読み取り機(低出力)	- キーレスエントリー - コードレスマウス
無線局数 (平成19年12月末)	約350万局 (約3.3%)	約1億251万局 (約96.7%)	4,359局 (約0.0%)	不明	不明
年間件数 (平成18年)	約150万件	7,334件	1,605件	—	—

[参考②] 無線局開設手続とあっせん・仲裁(免許局の場合)



[参考③]無線局間の調整の実績(最近の事例)

携帯電話事業者

調整

携帯電話事業者

携帯電話事業者

調整

PHS事業者

携帯電話事業者

調整

M C A

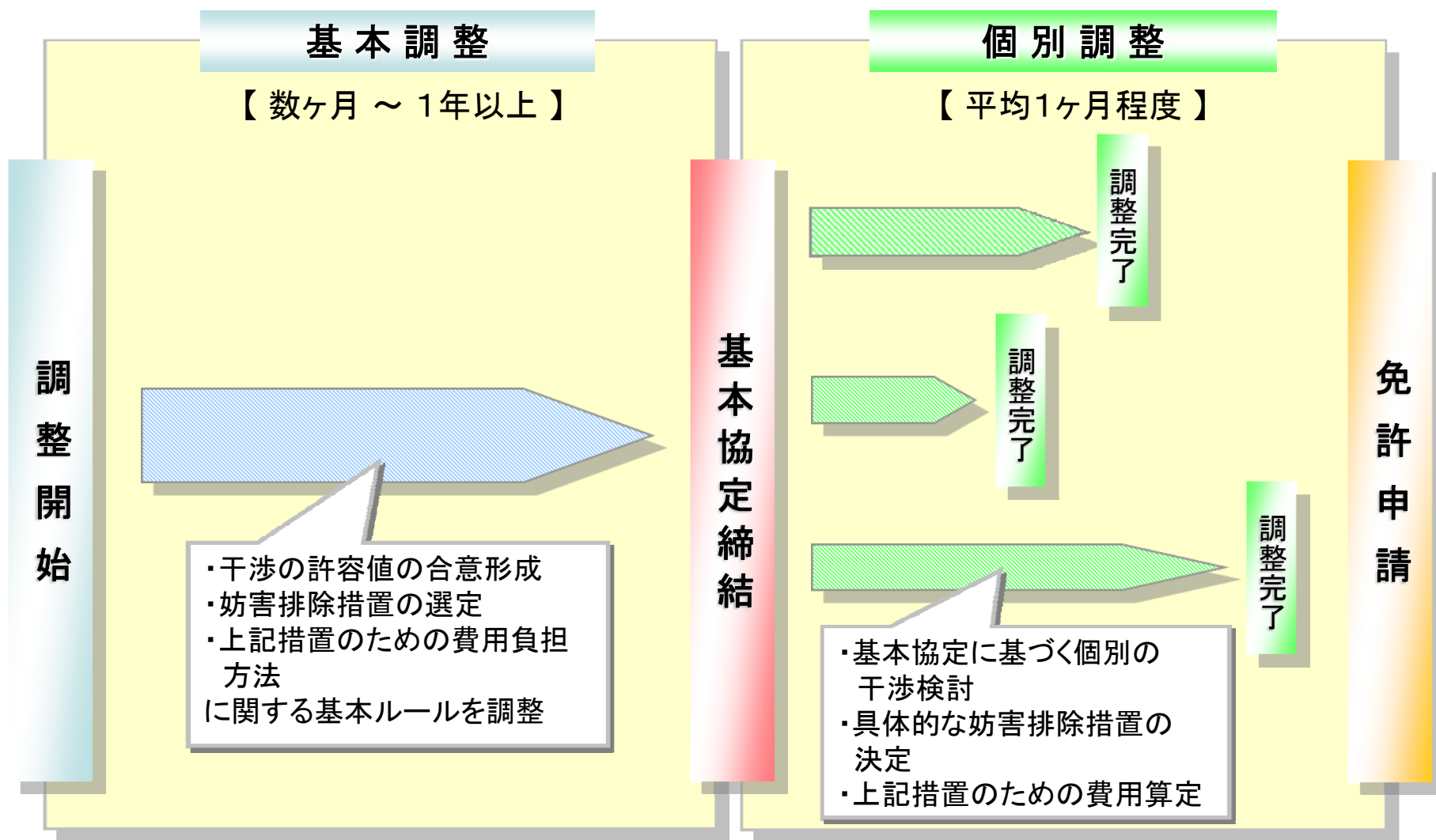
電気事業者

調整

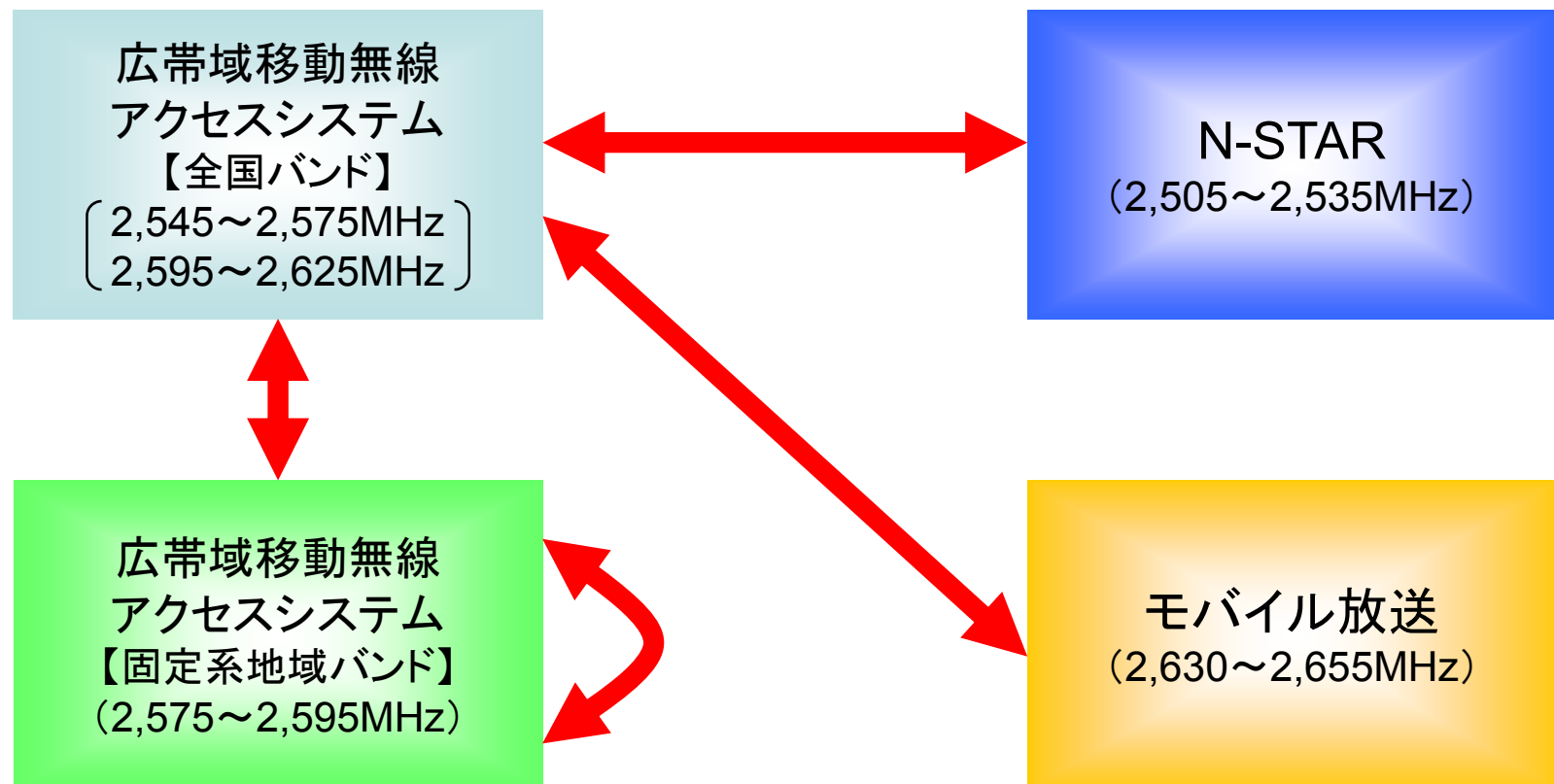
地方公共団体

[参考④]無線局間の調整の流れ(携帯電話・PHSの例)

- 携帯電話事業者やPHS事業者においては、混信防止のための基本的ルールを調整し、協定を締結。
- 当該協定に基づいて個別の基地局ごとに干渉を検討、必要に応じて個別に措置。



広帯域移動無線アクセスシステム
(WiMAX、次世代PHS)



無線局の開設等に際して既存無線局との間で行われる調整が難航する場合には、概ね大半は次の3つの論点について意見が衝突している模様。

- ・干渉許容レベルについての認識差の調整

- ・妨害回避策の選定

(出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等から選定)

- ・上記回避策のための費用の負担方法の決定

(「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」事務局アンケート・ヒアリング結果による。)

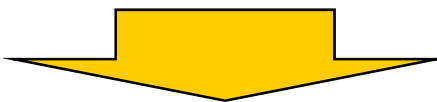
[参考⑦] 無線局等間の調整事項と申請手続等との関係(免許局間の場合)

無線局等間の調整対象となるのは、無線設備(工事設計)や免許状記載事項に係る事項が多く、調整の結果、これらに変更が生じる場合には、無線局開設の免許等又は変更許可等の手続が必要となる。

調整事項	免許状記載事項				工事設計／無線設備 (§ 6 I ⑦等、 § 17)					運用上の取り決め
	設置場所 (§ 6 I ④、 § 17)	指定事項 (§ 6 I ⑤等、 § 19)			空中線			送信機	無線設備系統図	
		空中線電力	周波数	運用許容時間	型式名	利得	指向方向			
離隔距離をとる	○									
アンテナの向きの変更		○	(例) 「主輻射の角度が北から○度方向」と指定					○		
アンテナの種類変更 (例: 指向特性を強いものに変更)		○	(例) 空中線電力について実効輻射電力の指定			○	○			(例) 無線設備系統図に帯域通過フィルターを記載
フィルタの挿入									○	
空中線電力を下げる		○							○	○ (例) 空中線電力の許容偏差内に限り、一時的に空中線電力を下げる
周波数の変更			○						○	
運用時間が重ならないようにする	(例) A局には「午前」、B局には「午後」と運用時間を指定			○						○ (例) 関係免許人間の取り決め等に基づき、弾力的に調整

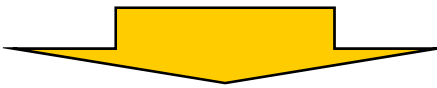
Ⅱ 無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入

- ・ 従来の制度では、無線局の免許人等のみが無線局を運用することを義務づけ。
- ・ 混信の防止が比較的容易な一定の無線局については、免許人等以外の者が設備の貸与等を受けて運用ができる場合を認めて、新しいサービス提供形態等の創出を後押しすることが有意義。



電波法の一部改正

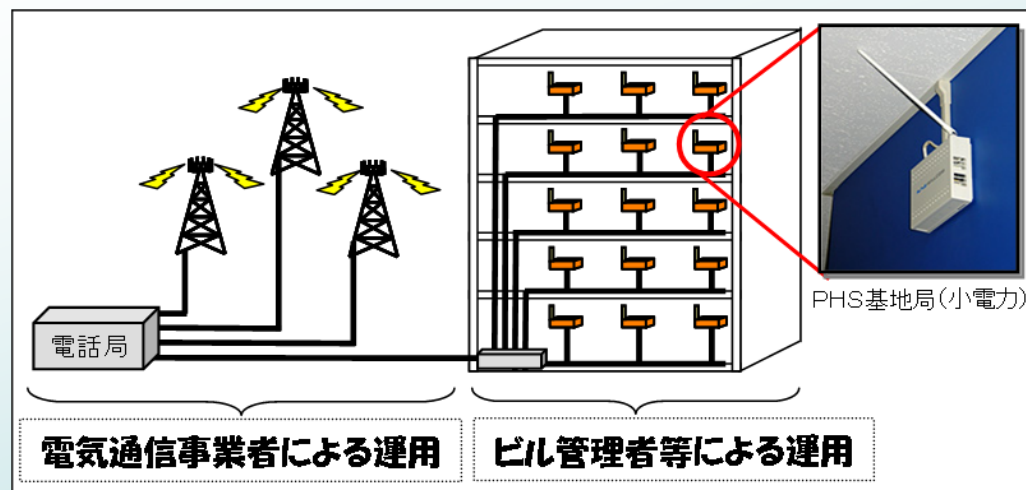
- 免許人等以外の者が、無線局を運用できる制度を創設。
 - 免許人等が他者に無線局を運用させるときは、実際の運用者が運用責任を、免許人等が監督責任を負う。
 - 次を新制度の適用対象とする。
 - ① 登録制対象の無線局（例：PHS基地局（10mW以下）、5GHz帯無線アクセスシステム（FWA等））
 - ② 非常時の通信を行う簡単に操作できる無線局
 - ③ 簡単な操作で運用することにより混信等を与えないで運用できる無線局（例：携帯電話の超小型基地局）
- （平成20年4月1日施行予定）
- （本年2月5日に国会に提出した電波法の一部改正案により追加を提案中）



電気通信事業法施行規則の一部改正（平成20年4月1日施行予定）

免許人等と実際の運用者との双方が電気通信事業者である場合に、無線局の運用に係る双方間の契約に関する紛争について、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする。

○登録制対象の無線局の場合【例:PHS基地局(10mW以下)】



○簡易な操作で運用することにより混信等を与えないで運用できる無線局の場合【例:携帯電話の超小型基地局】

※本年2月5日に国会に提出した電波法の一部改正案により追加を提案中

